

さくら市デマンド交通の実績表

【令和元年度～令和5年度】

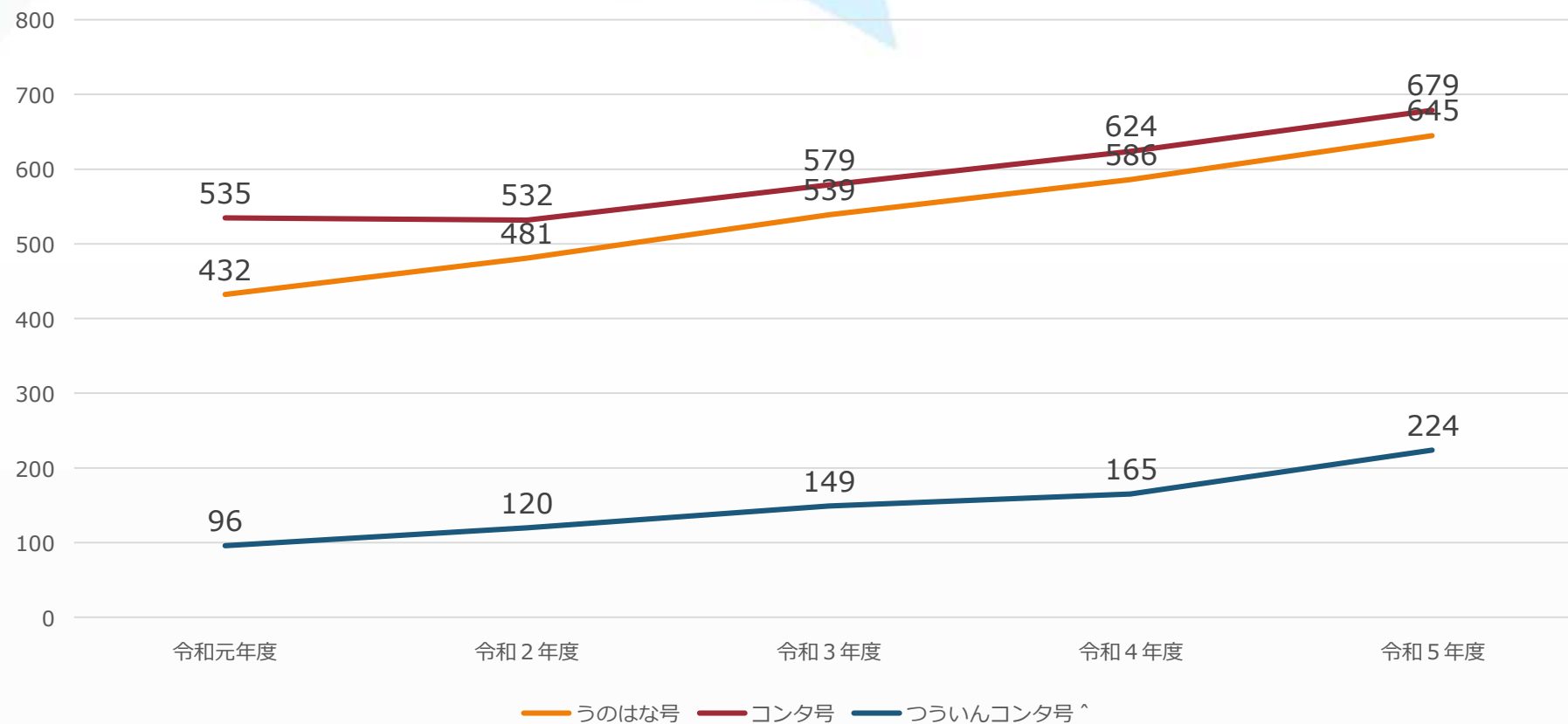


ちょうど
いい!
さくら市



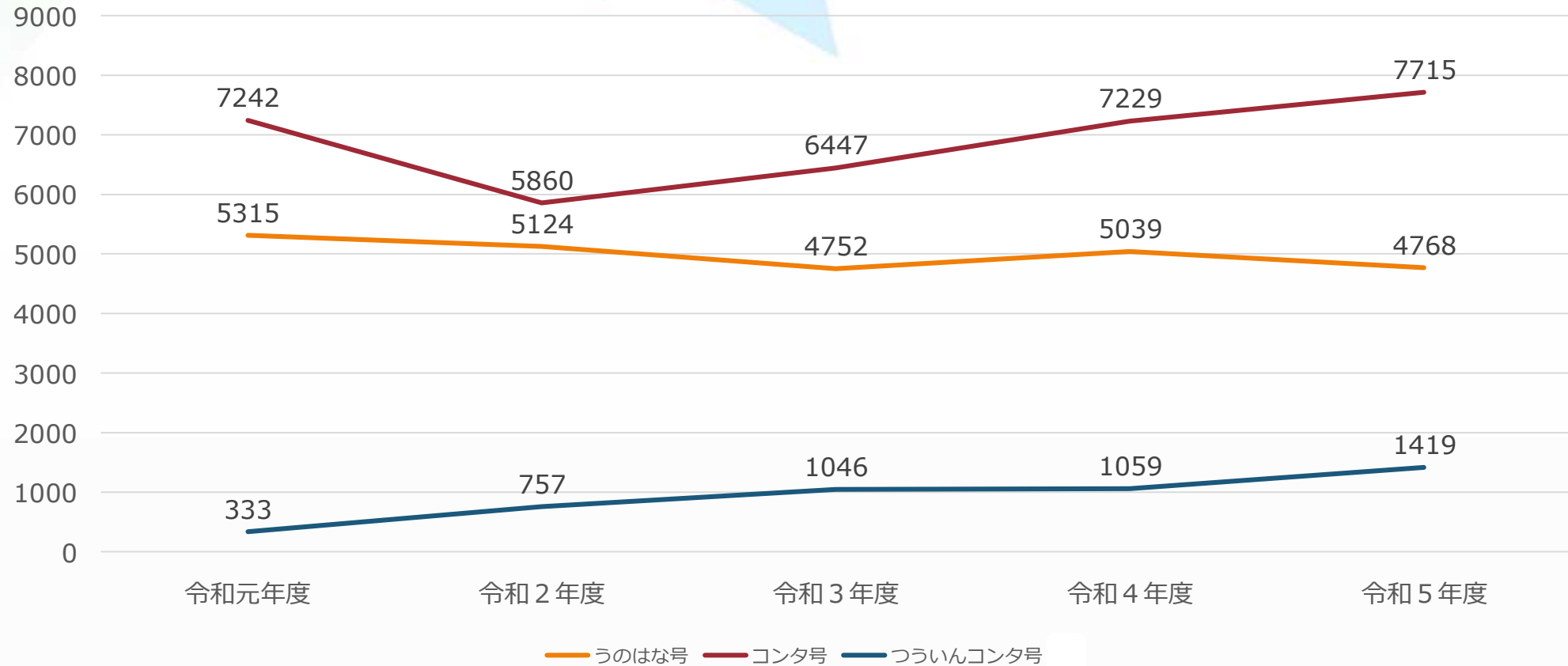
SAKURA
CITY

デマンド交通登録者推移



単位：人

デマンド交通利用者数



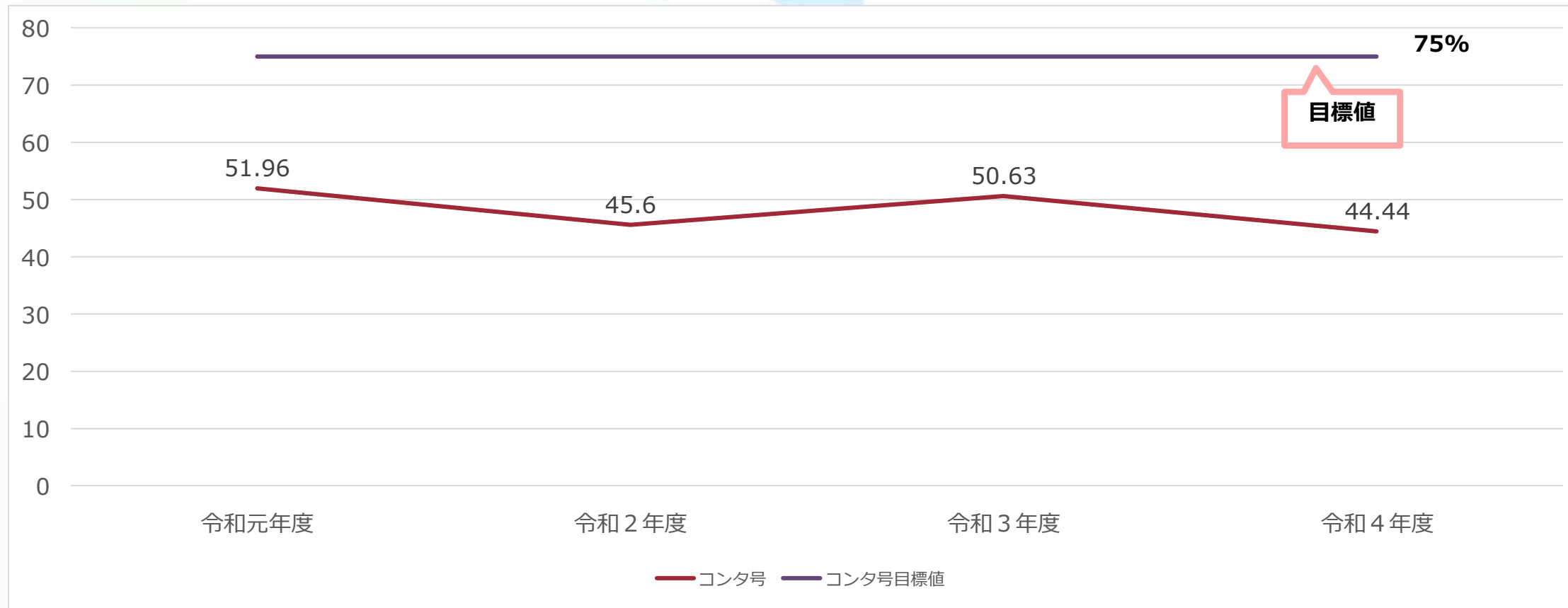
ちょうど
いい!
さくら市



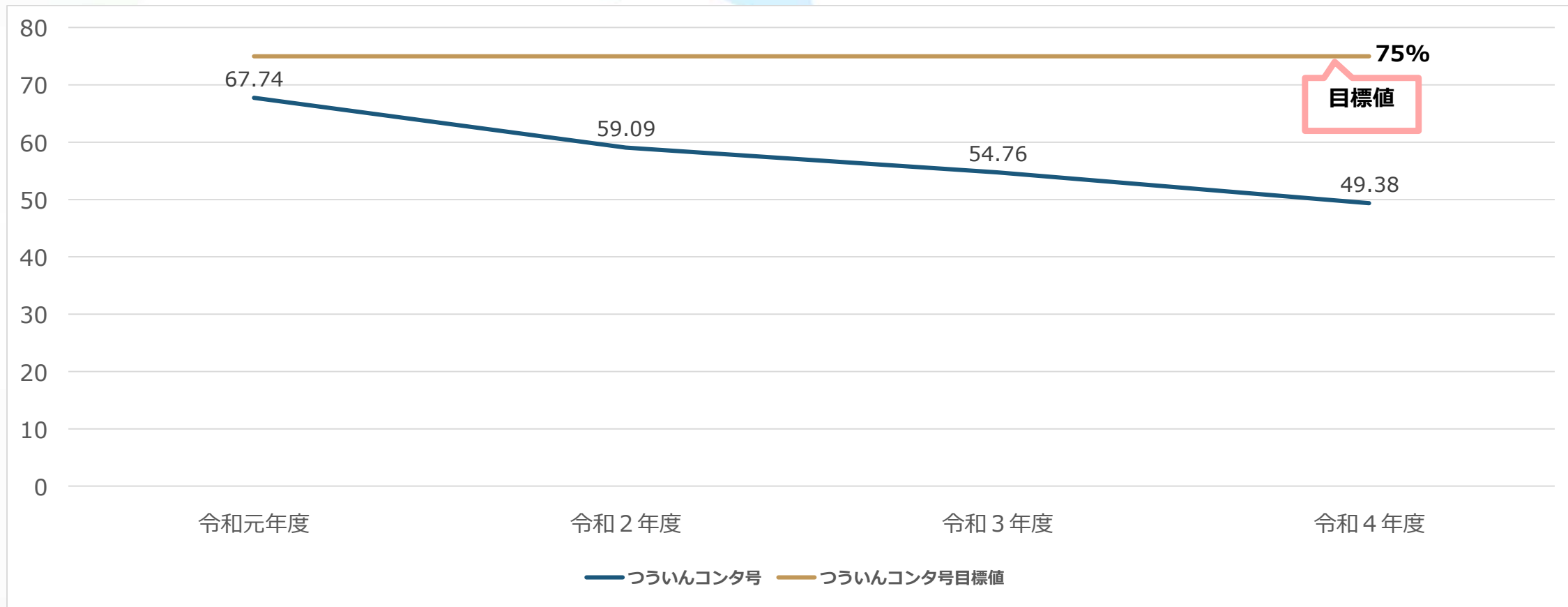
うのはな号満足度



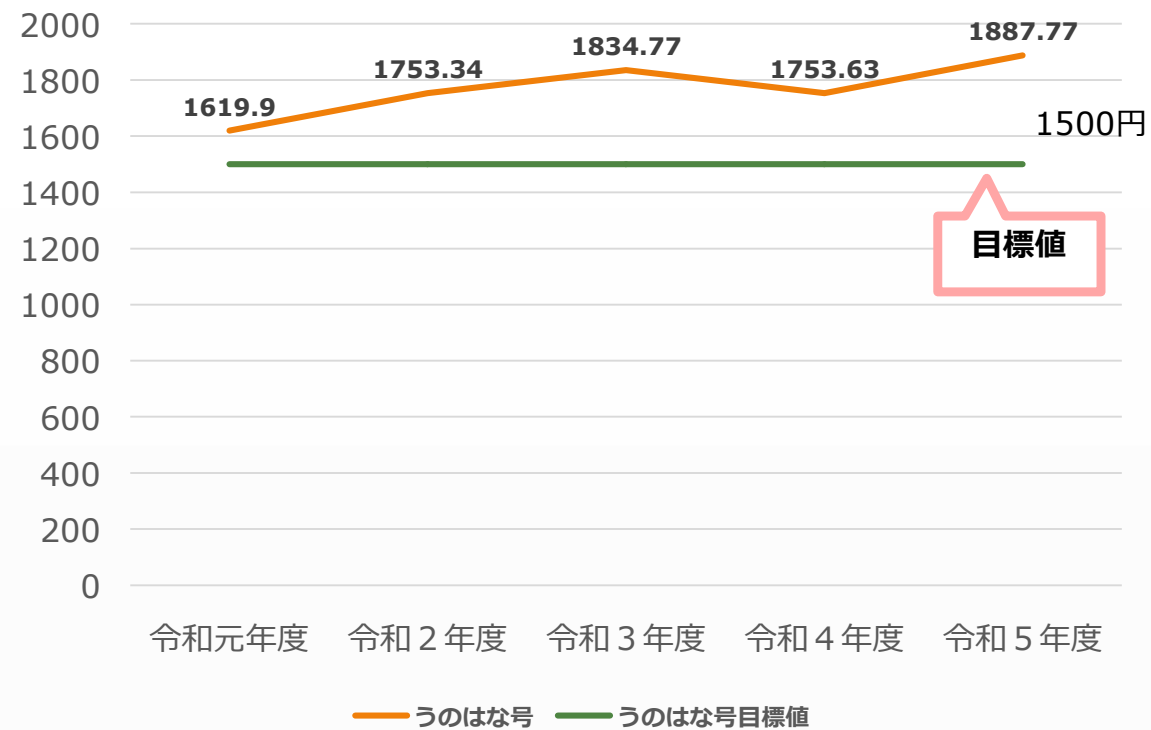
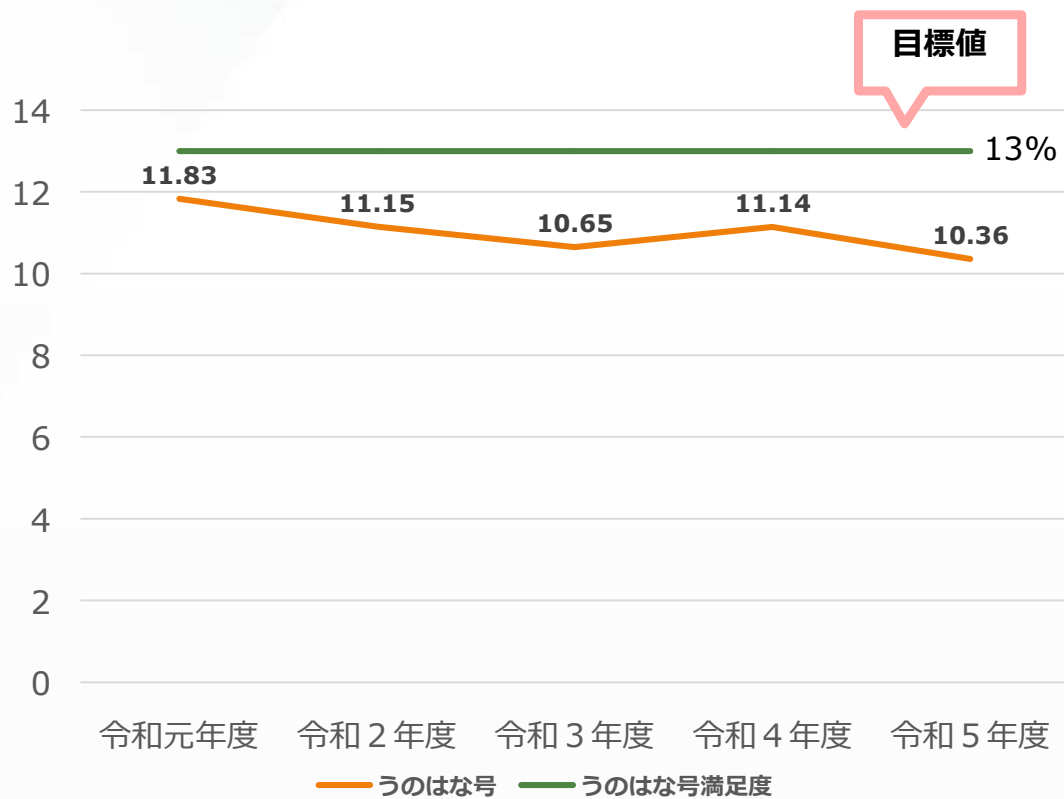
コンタ号満足度



つういんコンタ号満足度



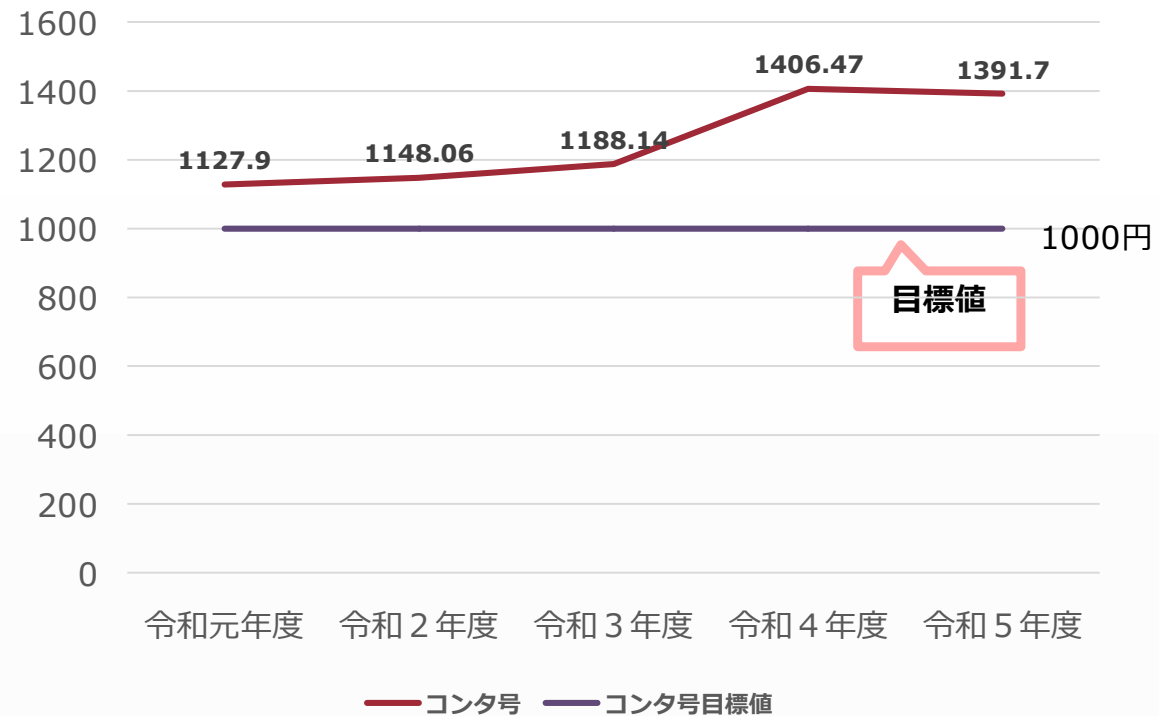
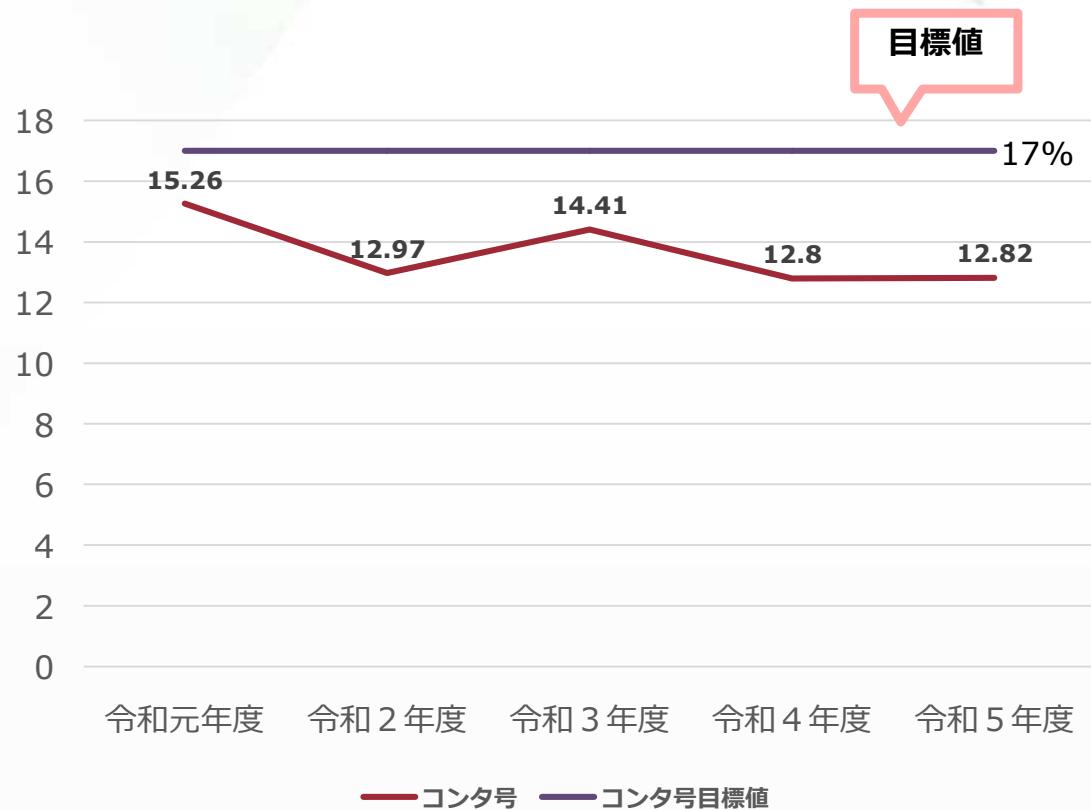
うのはな号収支率、公費負担額



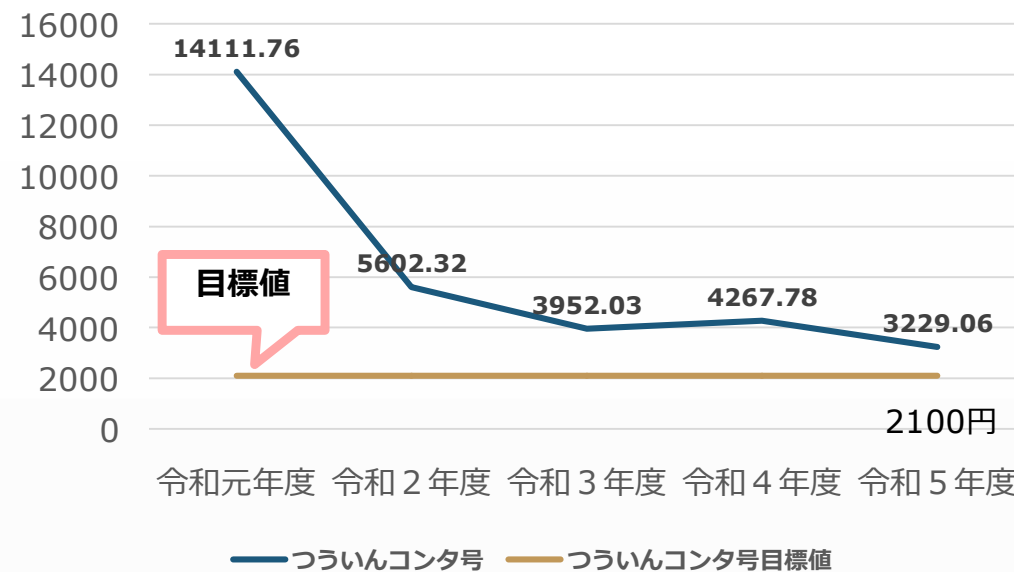
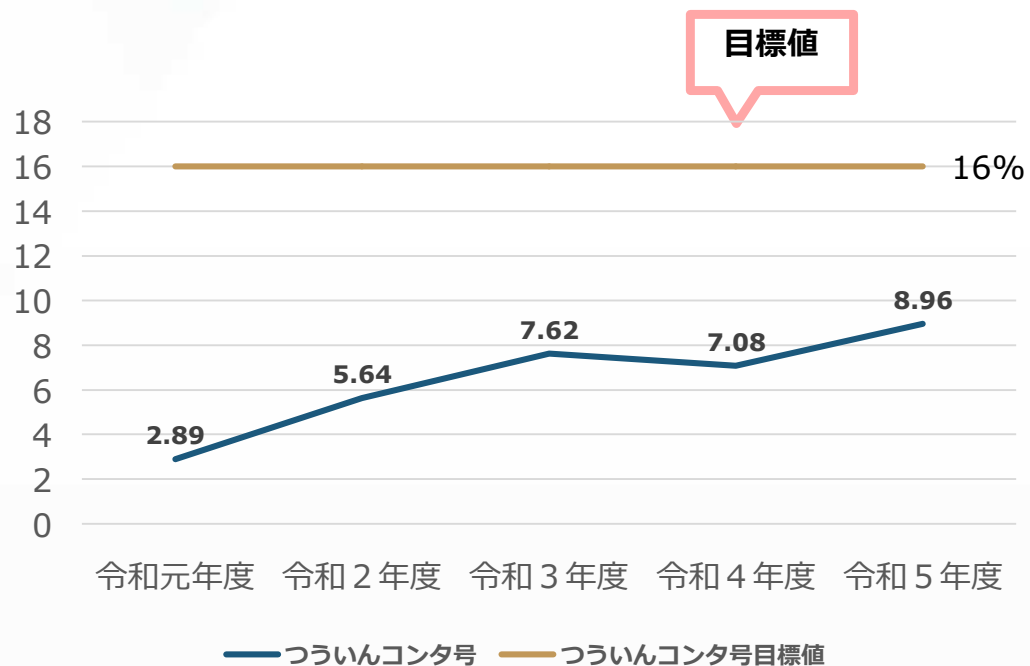
ちょうど
いい!
さくら市



コンタ号収支率、公費負担額



つういんコンタ号収支率、公費負担額



生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和6月6月14日

（名称） さくら市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
さくら市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>近年、自動車での移動が中心の生活スタイルが定着化し、公共交通の利用者の減少が顕著になっている。</p> <p>特に、路線バスの大半は赤字運行となっており、不採算路線の廃止が相次ぐとともに、路線維持のための補助金や廃止路線の代替交通を運行するための費用等、財政負担も増加傾向にある。</p> <p>一方、少子高齢化・過疎化が急速に進展する中、高齢者をはじめとする車の運転ができない交通弱者の移動手段を確保することは、ますます重要な課題となっている。</p> <p>これらの問題を鑑み、日常生活における交通弱者の移動手段の確保及び各地域のもつ特性・実情に合致したサービスの提供に努める。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>【うのはな号】（令和7～9年度の3ヵ年の目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人の1回当たりの利用に対する公費負担額を1,500円以下（令和4年10月～令和5年9月の実績：1,887.77円）にする。 ・収支率を13%以上（令和4年10月～令和5年9月の実績：10.36%）にする。 ・サービスに対する満足度を60%以上（令和3年4月～令和4年3月の実績：36.70%）にする。 <p>【コンタ号】（令和7～9年度の3ヵ年の目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人の1回当たりの利用に対する公費負担額を1,000円以下（令和4年10月～令和5年9月の実績：1,391.70円）にする。 ・収支率を17%以上（令和4年10月～令和5年9月の実績：12.82%）にする。 ・サービスに対する満足度を75%以上（令和3年4月～令和4年3月の実績：44.44%）にする。 <p>【つういんコンタ号】（令和7～9年度の3ヵ年の目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人の1回当たりの利用に対する公費負担額を2,100円以下（令和4年10月～令和5年9月の実績：3,229.06円）にする。 ・収支率を16%以上（令和4年10月～令和5年9月の実績：8.96%）にする。 ・サービスに対する満足度を75%以上（令和3年4月～令和4年3月の実績：49.38%）にする。 <p>（さくら市地域公共交通計画 P81、P84）</p>
（2）事業の効果
<p>デマンド交通を運行することにより交通空白地帯が解消され、自家用自動車を運転できない交通弱者の移動手段が確保される。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙、リーフレットの配布、市ホームページ等による啓発事業（さくら市） <p>（さくら市地域公共交通計画 P96）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

<p>運行経費から運行収入及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を差し引いた額をさくら市が負担する。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>さくら市地域公共交通会議</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</p> <p><u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p> <p><u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p> <p>別添の表 5 のとおり。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p><u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p><u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>

※ 該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※ 該当なし	
(2) 事業の効果	
※ 該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※ 該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月18日（令和3年度第1回） 令和2年度デマンド交通事業の実績報告、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について協議し、承認された。 ・令和4年1月18日（令和3年度第2回） 令和3年度デマンド交通事業の事業評価、さくら市地域公共交通網形成計画の進捗状況について書面協議し、承認された。 ・令和4年5月17日（令和4年度第1回） 令和3年度デマンド交通事業の実績報告、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定、地域公共交通計画の策定と法定協議会の設置について協議し、承認された。 ・令和5年1月19日（令和4年度第2回） 令和4年度デマンド交通事業の事業評価、さくら市地域公共交通網形成計画の進捗状況、さくら市地域公共交通計画策定の進捗状況について協議し、承認された。 ・令和5年6月9日（令和5年度第1回） 令和4年度デマンド交通事業の実績報告、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について協議し、承認された。 ・令和5年11月9日（令和5年度第2回） さくら市地域公共交通計画素案について協議し、承認された。 ・令和6年1月10日（令和5年度第3回）※書面開催 令和5年度デマンド交通事業の事業評価、さくら市地域公共交通計画の策定状況について協議し、承認された。 ・令和6年3月19日（令和5年度第4回） さくら市地域公共交通計画の策定について協議し、承認された。 	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>うのはな号のすべての登録者に対し、隔年で郵送によりアンケートを実施。 アンケート回答者のうちうのはな号は36.70%、コンタ号は44.44%、つういんコンタ号は49.38%の利用者から「デマンド交通に満足」と回答があった。 また、登録者数は増加傾向にあることから、運行を継続する。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	栃木県県土整備部交通政策課
関係市区町村	さくら市総合政策部総合政策課
交通事業者・交通施設管理者等	さくらタクシー有限会社・有限会社誠タクシー・関東自動車株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・一般社団法人栃木県タクシー協会・一般社団法人栃木県バス協会・栃木県交通運輸産業労働組合協議会・栃木県さくら警察署・栃木県県土整備部矢板土木事務所
地方運輸局	関東運輸局栃木運輸支局
その他協議会が必要と認める者	宇都宮大学地域デザイン科学部・社会福祉法人さくら市社会福祉協議会・さくら市区長会・さくら市いきいきクラブ連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県さくら市氏家 2771 番地

(所 属) 総合政策課

(氏 名) 風見 萌香

(電 話) 028-681-1113

(e-mail) sogoseisaku@city.tochigi-sakura.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
さくら市	さくらタクシー 有限会社	(1) コンタ号・つういんコ ンタ号		旧喜連川 町域 黒須病院 (旧氏家町 域内)		往 km 復 km	243	4,860回		区域運行	①	喜連川本町バス停な ど複数のバス停で地 域間幹線バス系統馬 頭線と接続。	③
	有限会社 誠タクシー	(2) うのはな号		旧氏家町 域		往 km 復 km	243	1,458回		区域運行	①	氏家駅でJR宇都宮線 と接続。黒須病院前 バス停など複数のバ ス停で地域間幹線バ ス系統馬頭線と接 続。	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。